

ケアハウスオパール八丁平

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上寿の会が開設するケアハウスオパール八丁平（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある入居者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態又は要支援状態にある入居者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能維持及び低下防止を図るよう努めるものとする。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウスオパール八丁平
- (2) 所在地 室蘭市八丁平3丁目22番15号

(特定施設従業者職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数（指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護を兼務）及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名（常勤専従）
生活相談員は、利用者及び家族の日常生活全般の相談援助等及び他機関との調整を行う。
- (3) 介護職員 19名（常勤専従17名 非常勤専従2名）
介護職員は、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、毎日の介護及び援助を行う。
- (4) 看護職員 4名（常勤専従2名 非常勤専従2名）
看護職員は、入居者が健康に日常生活を営むことができるよう、毎日の観察、処置及び援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名（常勤専従1名 非常勤専従1名）

機能訓練指導員は、入居者の日常生活維持に必要な機能減退を防止するため、適切な機能訓練指導及び援助を行う。

(6) 計画作成担当者 1名（常勤専従1名）

計画作成担当者は、入居者が自立した日常生活維持に必要な援助の課題・目標等を把握し、介護サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員は50名とする。（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）

(2) 居室数は50室とする。（全室個室）

(入居者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスをより適切に提供するため、現在の居室を介護居室として使用すること、緊急やむを得ない場合や一定の観察期間を必要とする身体状況となった場合に一時介護室に移動することについて、入居者及び家族の同意を得た上行うものとする。

(指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持。
- (2) 排泄の自立援助。
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の援助。
- (4) 食事の提供及び栄養管理。
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- (6) 健康管理。
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助。
- (8) その他レクリエーション、行事等のサービス提供。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受理サービスである場合は、利用料のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載されている負担割合の額の支払いを受けるものとする。

その1割の額を入居者負担とする。

2 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービスにおいて、個別的な選択による介護サービスの提供にあたる、通院や入退院、買い物等の個別的な外出介助、届け物や個別的な買い物等の代行については事業所が定める基準によるものとし実費負担とする。

- 3 入居者の状況に応じて、おむつ等の提供を行う場合は、実費負担とする。
- 4 サービスの一環として参加者を募って実施するクラブ活動、旅行等に係る費用は、実費負担とする。
- 5 第2項及び第3項並びに第4項については、入居者等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、入居者及び家族等に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 入居者は、施設の入居にあたって次の各号を満たすものとする。

- (1) 心身の状況についての情報を事業所の管理者に提供すること。
- (2) 訪問者及び事業所従業者の権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 施設の利用について疑義がある場合には、速やかに事業所の管理者に知らせること。
- (4) 介護保険法その他省令等に基づく市町村の事業所への立入検査及び調査等について協力すること。
- (5) 特段の事情がない限り、事業所の取り決めや指示に従うこと。
- (6) 施設の利用に限らず、外部の在宅福祉サービスの選択権は自由とすること。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 事業所の従業者は、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 夜間において、入居者の病状の急変、怪我及び事故が生じた場合、夜間緊急体制に基づき、管理者(施設長)又は看護職員の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に適切な対応をするため、非常災害を想定した具体的な訓練計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなり後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人上寿の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年8月1日から施行する。

平成26年12月1日一部改正

平成27年8月1日一部改正(遡及)

平成29年4月1日一部改正